

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給されます。

対象者

手当1級相当

- ・身体障がい者手帳の判定がおおむね1・2級(内部的疾患含む)程度に該当する児童
- ・療育手帳の判定がA程度、または精神障がい者保健福祉手帳1級程度に該当する児童

手当2級相当

- ・身体障がい者手帳の判定がおおむね3級(内部的疾患含む)程度に該当する児童
- ・日常生活が著しい制限を受ける程度の知的障がい、もしくは精神障がいの児童

手当の額(4月～)

- 1級 月額51,700円
- 2級 月額34,430円

支給月

4月(12～3月分)・8月(4～7月分)・11月(8～11月分)
(申請月の翌月分から支給)

支給制限

- ①児童または請求者が、日本国内に住んでいないとき
- ②児童が障がいを支給事由とする

する公的年金を受けることができる

③児童が児童福祉施設等(保育所・通所施設・障がい児入所施設への親子入所を除く)に入所しているとき

※請求者や配偶者及び扶養義務者の所得が制限基準額以上である場合は、その年の8月から翌年7月までの手当が支給停止になります。

現況届の提出をお忘れなく

8月は特別児童扶養手当の所得状況届を提出する月です。届出をしないと支給資格がある方でも8月分からの手当が受けられなくなります。また、2年間現況届を提出しないと時効で支給権がなくなります。受給者には8月上旬に通知書を郵送しますので、必ず届出を出してください。

受付日時

8月13日(月)～31日(金)
午前8時30分～午後5時

提出場所

社会福祉課
持ち物 通知書、手当証書、印鑑、その他指定の書類

問い合わせ先

社会福祉課
☎(32)8900
☎(32)8601

病後児保育室の移転について

小金井地区にありました病後児保育室「キッズプラネット」が移転することになりました。

病後児保育とは、病気やけがの回復期にあるお子さんを対象に、保護者による保育が困難な場合にお預かりを行います。キッズプラネットは病児保育の単独施設です。

移転日

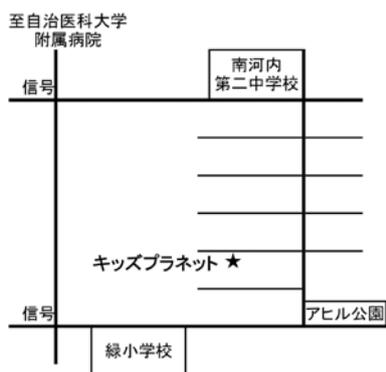
8月6日(月)

移転先

緑4丁目15番地3
グリーンヒルズ田村C101

保育時間

月曜日～金曜日
午前7時30分～午後7時



対象児

市内在住もしくは保護者が市内勤務の乳児～小学6年生

料金

1時間150円

問い合わせ先

キッズプラネット
☎(44)4888
こども福祉課
☎(32)8903

中学校卒業程度認定試験

就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験が実施されます。

受験資格

- ①就学義務猶予免除者である方や就学義務猶予免除者であった方で、平成31年3月31日までに満15歳以上になる方
- ②保護者が就学させる義務の猶予や免除を受けず、平成31年3月31日までに満15歳に達する方で、その年度の終わりにまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めた方
- ③平成31年3月31日までに満16歳以上になる方(①及び④に掲げる方を除く。)

④日本の国籍を有しない方で、平成31年3月31日までに満15歳以上になる方

願書配布場所

県教育委員会、文部科学省

願書提出期間

8月20日(月)～9月7日(金)

願書提出方法

文部科学省に出願書類を提出(郵送)する。

試験日

10月25日(木)

試験会場

県庁南別館(宇都宮市本町3番9号)

試験科目

国語、社会、数学、理科、外国語(英語)

試験の方法

筆記試験(視覚障がい者については点字)

※特別の配慮を必要とする場合は、別途協議します。

合格発表

12月3日(月)に通知を発送します。

問い合わせ先

県教職員課
☎028(623)3391